

令和3年度実地指導結果及び書面による事業の実施状況調査結果の概要

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による事業の実施状況調査及び事業所への訪問によらない指導（以下「書面による調査及び指導」という。）を、地域密着型サービス事業所（24事業所）及び居宅介護支援事業所（23事業所）に対して行いました。また、実地指導については、都内における新型コロナウイルス感染拡大状況等を勘案した結果、居宅介護支援事業所（11事業所）への実施となりました。

実地指導並びに書面による調査及び指導における主な指摘事項は、次のとおりでした。これらについては、それぞれの事業所に対して改善を求めました。

実地指導

I 居宅介護支援

（運営に関すること）

- ・重要事項を記した文書を利用申込者に交付したことが事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、利用申込者の理解を得ていない事例が認められた。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、前6月間に指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等が位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、利用申込者の理解を得ていない事例が認められた。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めている事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更にあたって行うアセスメントを実施していない事例並びにアセスメントに当たり利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接して行っていることが、事業所に保管する書類等からは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更に際し、サービス担当者会議を開催していない事例及びサービス担当者に対して専門的な見地からの意見を求めている事例が認められた。
- ・利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合に、サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。

- ・居宅サービス計画の作成及び変更にあたって、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更にあたって、担当者に対して、各担当者が自ら提供する居宅サービス等に係る計画（個別サービス計画）の提出を求めている事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に訪問看護等の医療サービスを位置付けた場合に、主治の医師等の意見を求めたことが事業所に保管する書類等からは確認できない事例及び当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けた際に、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していない事例、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証していない事例及び継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合に、その理由を居宅サービス計画に記載していない事例が認められた。
- ・介護支援専門員と管理者の兼務関係を明確にしていない事例が認められた。
- ・利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関する事)

- ・運営基準減算に該当するにもかかわらず、減算を行っていない事例が認められた。
- ・特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成していない事例、又は当該書類の記載内容が不十分である事例が認められた。

(変更の届出等)

- ・指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の氏名及びその登録番号並びに運営規程の変更について、変更の届出を行っていない事例が認められた。

書面による調査及び指導

I 地域密着型サービス

1 地域密着型通所介護

(人員に関する事)

- ・事業所ごとに置くべき職務ごとの従業者の員数を配置していることが確認できない事例が認められた。

(運営に関する事)

- ・指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し交付して説明を行い同意を得なければならない重要事項説明書(※)の内容が、不正確・不十分な事例が認められた。

※重要事項説明書…事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると

認められる重要事項を記した文書

- ・指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証により受給資格等を確認していない事例が認められた。
- ・従業者の各職務の勤務時間、管理者が従業者として勤務する場合の兼務関係を明確にした勤務体制が定められていない事例が認められた。
- ・非常災害に関する具体的計画を定めていること、また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていることが確認できない事例が認められた。
- ・利用者又は利用者の家族の個人情報を用いることについて、当該利用者又は利用者の家族それぞれから文書により同意を得ていることが確認できない事例が認められた。
- ・運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していることが確認できない事例が認められた。

(変更の届出等)

- ・指定地域密着型通所介護の運営規程等の変更について、変更の届出を行っていない事例が認められた。

2 認知症対応型通所介護

(運営に関すること)

- ・指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、交付して説明を行い同意を得なければならない重要事項説明書(※)の内容が不正確・不十分な事例が認められた。

※重要事項説明書…事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書

- ・従業者の各職務の勤務時間を明確にした勤務体制が定められていない事例が認められた。

3 認知症対応型共同生活介護

(運営に関すること)

- ・指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、交付して説明を行い同意を得なければならない重要事項説明書(※)の内容が不正確・不十分な事例が認められた。

※重要事項説明書…事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書

- ・指定認知症対応型共同生活介護の提供に関して利用者から支払を受けることができる費用について、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けている事例が認められた。
- ・指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を自ら行うとともに、その結果を公

表していることが確認できない事例が認められた。

- ・従業者の各職務の勤務時間、各職務との兼務関係を明確にした勤務体制が定められていない事例が認められた。
- ・非常災害に関する具体的計画に定める定期的な避難、救出その他必要な訓練を行っていることが確認できない事例が認められた。

4 小規模多機能型居宅介護

(運営に関すること)

- ・指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、交付して説明を行い同意を得なければならない重要事項説明書(※)の内容が不正確・不十分な事例が認められた。
※重要事項説明書…事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書

II 居宅介護支援

(運営に関すること)

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、交付して説明を行い同意を得なければならない重要事項説明書(※)の内容が不正確・不十分な事例が認められた。
※重要事項説明書…事業の運営についての重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書
- ・重要事項説明書と事業の運営についての重要事項を定めた規程(運営規程)と内容が整合していない事例が認められた。
- ・従業者の各職務の勤務時間、各職務との兼務関係を明確にした勤務体制が定められていない事例が認められた。
- ・利用者の家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない事例が認められた。